こちら 地域包括支援センターです

嵐山町役場 長寿生きがい課内

シニアの皆さんの総合相談窓口！

問合せ TEL0493-62-0718

安心して自分らしく暮らすために　成年後見制度

〝成年後見制度〟とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が安心して生活を送れるよう、法的に権限を与えられた支援者（後見人など）がその人の権利と財産を守る制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つです。任意後見制度は将来判断能力が不十分になったときに備える制度で、法定後見制度は認知症などで判断能力がすでに不十分な人を対象とする制度です。また、法定後見制度は、判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれます。

任意後見制度

元気なうちに契約し、判断能力が低下した時に守ってもらう。「誰」に「何」を頼むのか決めておく制度。

法定後見制度　すでに判断能力が低下した人を守る

成年後見人等ができること

後見人等は、預貯金や不動産などの「財産管理」と、介護や医療のサービスの手続きといった「身上保護」を行います。

財産管理
- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 年金の受け取りや税金の納付
- 不動産の管理や処分
- 相続関係の手続き　など

身上保護
- 介護施設の入所契約や支払い
- 医療、福祉サービスの手続き
- 定期訪問で生活状況の確認
- 家賃の支払いや契約更新　など

成年後見人等ができないこと

本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。次の行為は、成年後見人等の役割に含まれません。
- 手術や治療などの医療行為の同意
- 直接的な介護や生活支援
- 身元保証、連帯保証
- 本人に代わって婚姻・離婚の手続き、遺言作成　など

制度を詳しく知りたい方は
- 厚生労働省ウェブサイト「成年後見はやわかり」
- 裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

相談窓口（長寿生きがい課内）
嵐山町地域包括支援センター

「オレンジカフェ」掲示板

●嵐カフェ　TEL0493-62-0718
日時：1月20日（月）
10時～12時
場所：嵐山町立図書館1階　多目的室
参加費：100円

●プチカフェ　TEL0493-62-2552
日時：1月15日（水）
13時30分～15時30分
場所：プチモンド本社（菅谷140-5）
参加費：200円

介護支援専門員の募集

嵐山町地域包括支援センターでは、介護支援専門員（会計年度任用職員）を募集しています。

募集人員：1名
職種　：介護支援専門員
勤務場所：嵐山町地域包括支援センター（役場内）
勤務開始：令和7年3月
勤務時間：9時～16時　週4日
時給　：1，351円
申込方法：指定の履歴書（町ホームページからダウンロードまたは総務課窓口で交付）にて、総務課へお申し込みください。
申込期限：令和7年1月20日（月）
問合せ　：長寿生きがい課　TEL0493-62-0718

総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

令和7・8年度嵐山町競争入札参加資格申請受付（物品）を実施します

この申請は建設工事及び設計・調査・測量委託業務、土木施設維持管理業務は含まれません。ご注意ください。

1．「申請の手引き」の配布
町ホームページに掲載

2．申請書受付期間
1月14日（火）～2月3日（月）
※2月3日（月）　当日消印有効

3．申請方法
(1)郵送申請のみ（窓口持参不可）
(2)「書留」等、配達が確認できる方法で送付
(3)申請書の送付先
〒355-0211　埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1
嵐山町役場　総務課　財政契約担当　宛
(4)封筒の表に「令和7・8年度資格審査申請書在中」と赤字で記載

4．申請の単位　事業所（本店・支店・営業所等）単位申請

5．申請対象業務
物品納入・リース・その他業務委託
※建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務は、嵐山町では独自に受付いたしません。

6．参加資格の有効期間
令和7年4月1日より令和9年3月31日までの2年間

地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

Jアラートによる情報伝達訓練

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、地震や武力攻撃などに関する情報を、町の防災行政無線を通じ、国から直接住民に対し伝達するシステムです。次の日時で、Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練を実施します。

日2月12日（水）　11時頃
訓練方法　町の防災行政無線から、大きい音量で次の内容が放送されます。
放送内容　上りチャイム＋「これは、Jアラートのテストです」×3回＋「こちらはばうさいらんざんです」＋下りチャイム
※災害発生時や自然災害のおそれがある場合、中止となることがあります。

税務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2153

軽自動車税のしくみ

軽自動車税は、軽自動車等を毎年4月1日現在にて所有（登録）している場合、年税額で課税されるため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、その年度の税金を納めていただくことになります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

【手続き場所】
▼原動機自転車・小型特殊自動車
税務課　TEL0493-62-2153
▼軽自動車（三輪・四輪）
軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所
TEL050-3816-3112
▼小型二輪自動車・軽二輪自動車
埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所
TEL050-5540-2027

【注意とお願い】
▼現物を廃棄処分しただけでは登録が残ります。速やかに廃車手続きを行ってください。
▼知人等に譲渡した場合も名義変更が必要です。
▼盗難に遭われた場合でも廃車の手続きが必要です。

償却資産（事業用資産）の申告をお忘れなく

町内に償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容について申告が必要です。前年度に申告済の方には、12月中旬に申告書を送付しています。令和6年1月2日以降に新たに事業を始めた方はご連絡ください。また、個人宅に設置されている太陽光発電設備についても、償却資産に該当する場合があり、申告が必要となります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

申告期限　令和7年1月31日（金）

町県民税（第四期）の納期限は1月31日（金）

金融機関等の窓口で納付される方は、納付書裏面に記載されている場所で、期限内に納付をお願いします。口座振替の方は、1月31日（金）に所定の口座から引き落とされます。通帳残高のご確認をお願いします。

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日1月25日（土）　9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。